






平成 25 年 12 月 5 日

三重県議会議長 山本 勝 様

三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟

設立発起人	大久保 孝 栄	
設立発起人	中西 勇	
設立発起人	中川 康 洋	
設立発起人	稲垣 昭 義	
設立発起人	中嶋 年 規	

三重県議会議員連盟の設立について

このことについて、下記のとおり議員連盟を設立したいので、三重県議会議員連盟の設立等に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により申し出ます。

記

- 1 議員連盟の名称 三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟
- 2 設立趣意書 別添のとおり
- 3 規約案 別添のとおり
- 4 賛同者名簿 別添のとおり

三重県議会 北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟 設立趣意書

1970年代から多くの日本人が不自然な形で姿を消し、これら事件の多くには朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）による拉致の疑いが持たれている。日本政府は、これまでに17名の北朝鮮による拉致被害者を認定しているが、さらにこのほかにも三重県民を含め拉致の可能性を排除できないケースもある。

このため国では平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、同法第3条では地方公共団体の責務として「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と定め、また同法第4条で毎年12月10日から12月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に定めるなど、全国民挙げて日本人拉致問題の全容解明と早期解決を目指している。

また、本県議会においても北朝鮮に拉致された日本人を救出する三重の会から提出された「北朝鮮による拉致被害者の救出と安全確保を求める請願」を平成24年6月に採択するとともに「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」を採択し、国へ提出したところである。

しかし、都道府県議会のなかで拉致問題に関する議員連盟を設立していないのは本県を含む9府県（三重県、岩手県、茨城県、愛知県、大阪府、奈良県、高知県、福岡県、沖縄県）のみとなっている。

平成14年10月に5名の日本人拉致被害者が帰国したもののその後大きな進展がなく、拉致被害者の家族も高齢化しており、本県議会においても北朝鮮による日本人拉致問題の全容解明と早期解決を促進する動きを加速させる必要がある。

こうしたことを踏まえ、本県議会においても北朝鮮による日本人拉致問題の全容解明と早期解決を促進することを目的とする別添規約（案）による議員連盟の設立を提案するものである。

平成25年12月5日

三重県議会拉致問題解決促進議員連盟 発起人

氏 名	所属会派
中 嶋 年 規	自民みらい
翁 任 昭 義	新政みえ
大 久 保 孝 栄	鷹 山
中 川 康 詩	公明党
中 西 勇	みんなの党

三重県議会 北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟 規約（案）

（名称）

第1条 本連盟は、三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

（目的）

第2条 本連盟は、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）による日本人拉致問題の全容解明と早期解決を促進することを目的とする。

（事業）

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- （1）北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を図るための情報交換及び支援
- （2）国等に対する要望活動
- （3）目的を同じくする他団体との情報交換及び連携
- （4）その他、本連盟の目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛同する三重県議会議員をもって構成する。

（役員）

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）事務局長 1名
- （4）理 事 若干名
- （5）監 事 2名

2 役員は、会員の互選によって選出する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

4 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 本連盟に顧問を置くことができる。

(役員職務)

- 第6条 会長は、本連盟を代表し、総会及び役員会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは会長の職務を代行する。
 - 3 事務局長は、本連盟の事務を総括する。
 - 4 理事は、本連盟の運営にあたる。
 - 5 監事は、本連盟の会計を監査する。
 - 6 顧問は、会長に諮問に応じて意見を具申する。

(会議)

- 第7条 本連盟の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。
- 2 総会は、役員を選出及び重要案件を協議する。
 - 3 役員会は、総会に提案する事項及び緊急処理を要する事項を協議する。
 - 4 会議の議事は、出席議員の過半数をもって決する。

(会費等)

- 第8条 本連盟の運営は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 本連盟の会費は、月額 500 円とする。ただし、必要に応じて役員会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
 - 3 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

- 第9条 本連盟の事務局を三重県議会内に置く。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、役員会の議決を経て、会長が定める。

附則

- 1 本規約は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 本規約の施行後最初の役員任期は、第5条第3項の規定に関わらず、施行日から平成27年5月以降に開催する総会までとする。

北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟賛同者名簿

平成25年12月5日現在

選挙区	氏名	会派	北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟	備考
津市	杉本熊野	新政みえ	○	
津市	舟橋裕幸	新政みえ	○	
津市	前田剛志	新政みえ	○	
四日市市	稲垣昭義	新政みえ	○	
四日市市	田中智也	新政みえ	○	
四日市市	水谷正美	新政みえ	○	
伊勢市	辻三千宣	新政みえ	○	
伊勢市	中村進一	新政みえ	○	
松阪市	後藤健一	新政みえ	○	
松阪市	笹井健司	新政みえ	○	
桑名市・桑名郡	小島智子	新政みえ	○	
桑名市・桑名郡	三谷哲央	新政みえ	○	
鈴鹿市	下野幸助	新政みえ	○	
鈴鹿市	彦坂公之	新政みえ	○	
鈴鹿市	藤田宜三	新政みえ	○	
名張市	北川裕之	新政みえ	○	
尾鷲市・北牟婁郡	津村衛	新政みえ	○	
亀山市	長田隆尚	新政みえ	○	
熊野市・南牟婁郡	藤根正典	新政みえ	○	
いなべ市・員弁郡	日沖正信	新政みえ	○	
伊賀市	森野真治	新政みえ	○	
三重郡	館直人	新政みえ	○	
多気郡	濱井初男	新政みえ	○	
度会郡	吉川新	新政みえ	○	
	24	小計	24	
津市	青木謙順	自民みらい	○	
津市	小野欽市	自民みらい	○	
津市	前野和美	自民みらい	○	
四日市市	石田成生	自民みらい	○	
四日市市	津田健児	自民みらい	○	
四日市市	永田正巳	自民みらい	○	
伊勢市	中川正美	自民みらい	○	
桑名市・桑名郡	貝増吉郎	自民みらい	○	
桑名市・桑名郡	山本勝	自民みらい	○	
鈴鹿市	小林正人	自民みらい	○	
名張市	中森博文	自民みらい	○	
鳥羽市	中村欣一郎	自民みらい	○	
いなべ市・員弁郡	水谷隆	自民みらい	○	
志摩市	中嶋年規	自民みらい	○	
志摩市	山本教和	自民みらい	○	
伊賀市	栗野仁博	自民みらい	○	
伊賀市	岩田隆嘉	自民みらい	○	
三重郡	服部富男	自民みらい	○	
多気郡	西場信行	自民みらい	○	
度会郡	村林聡	自民みらい	○	
	20	小計	20	
伊勢市	奥野英介	鷹山	○	
尾鷲市・北牟婁郡	東豊	鷹山	○	
熊野市・南牟婁郡	大久保孝栄	鷹山	○	
	3	小計	3	
津市	今井智広	公明党	○	
四日市市	中川康洋	公明党	○	
	2	小計	2	
松阪市	中西勇	みんなの党	○	
	1	小計	1	
	50	合計	50	